

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

## ～ 産業別最低賃金の改定状況 ～

産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	756(751)	*H22.12.1
靴下製造業	—	—	751(751)	*H22.12.1
塗料製造業	850(845)	H22.10.31	869(862)	*H22.12.1
鉄鋼業	846(841)	*H22.11.30	849(842)	*H22.12.1
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	832(827)	H22.10.31	830(825)	*H22.12.1
暖房装置・配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	832(827)	H22.10.31	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械、器具製造業	811(806)	H22.10.31	794(789)	*H22.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	869(862)	*H22.12.1
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	—	—	796(791)	*H22.12.1
各種商品小売業	H22.10.15～大阪府最低賃金適用		766(761)	*H22.12.1
自動車小売業	818(813)	*H22.11.30	811(805)	*H22.12.1
自動車・同付属品製造業	829(824)	*H22.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	803(798)	*H22.11.30	—	—

★表中の( )内は改定前の金額、\*印の欄については、公示前のH22.10.25現在での予定ですので、変更されることがあります。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。大阪府最低賃金は779円、兵庫県最低賃金は734円です。